

要 望 書

平成21年11月

八都県市首脳会議

平成21年11月

八都県市首脳会議

座長 さいたま市長 清水勇人

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事 石原慎太郎

神奈川県知事 松沢成文

横浜市長 林文子

川崎市長 阿部孝夫

千葉市長 熊谷俊人

首都圏における大規模水害対策について

我が国の政治・経済の中心である首都圏においては、利根川及び荒川等の洪水氾濫並びに東京湾の高潮による大規模水害が発生した場合、住民の生命、生活、財産はもとより、あらゆる分野の社会活動に広範囲かつ甚大な被害を及ぼし、国際社会にも重大な影響を与える。

このような大規模水害の発生に備えて、八都県市では平成18年11月に「八都県市広域防災プラン（風水害編）」を策定するなど、地方公共団体相互の枠組みにおいて広域連携強化の具体化を進めている。

国においては平成18年6月、中央防災会議に「大規模水害対策に関する専門調査会」を設置し、予想される浸水範囲や被害を具体的に示すとともに、発災前から復興の各段階における対策に加え、施設整備や研究・技術開発までの広範囲で、網羅的な検討を進めている。

しかし、都県境を越えた百万人単位の広域避難など、地方公共団体だけでは対処できない課題に対し、未だ国が主体となって取り組むべき対策が提示されていない。

大規模水害対策について、国が強いリーダーシップを持って主体的に対策を推進するよう、下記の事項を要望する。

記

- 1 大規模水害対策を、国が主体的に取り組む重要な施策として位置付け、今後作成される専門調査会の報告書並びにこれに基づく大綱や防災基本計画等に明記し、確実に実施すること。
- 2 大規模水害対策の策定にあたっては、地方公共団体の意見を取り入れながら、国と都県及び市区町村の役割の明確化を図るとともに、広域避難の基本方針やガイドラインなどの対策を示すこと。
また、地方公共団体が行う対策については、財源等の措置を含めて、必要な支援を行うこと。
- 3 大規模水害の発生時に必要となる、都県境を越える広域避難については、国と関係地方公共団体が連携した避難勧告の発令等、避難体制の再整備を図ること。